



横浜ベイブリッジ

## 巻頭言

神奈川県重症心身障害児(者)を守る会 会長 伊藤 光子

東日本大震災以後の電力不足の中、節電を余儀なくされ重症児者及びご家族のみなさまは大変厳しい夏を過ごされておられるのではと案じております。

この度の東日本大震災は、我が国にとって未曾有の災害をもたらす9月を過ぎた今も、混乱した現状が続いているとのこと。被災地のみなさまには心よりお見舞い申し上げますと共に、全国の会員はもとより、県内のみなさまより大変多くのお見舞い金をお寄せいただき、本当に有難うございました。全国守る会本部を通じて被災された重症児者にいち早く送らせていただきました。

一昨年より国が進めている障がい者総合福祉法の新法制定に向けての総合福祉部に北浦会長に代わって水津副会長が参画しておりますが、大変厳しい状況であるようです。「重症児施設は人権侵害である。即解体すべきだ。」の施設不要論が未だに語られている中で、今私たち会員は「もっとも弱いものをひとりもれなく守る」の会の理念のもと、心を一つにして社会に訴えていかなければなりません。

そんな中、この度障がい者制度推進本部での検討をもとに「つなぎ法案」(6ページをご覧ください)が平成二十四年4月から施行される事になりました。平成二五年の新法施行までの間の「つなぎ法」ですが、会員のみなさまには、今後も国の政策の動向をしっかりと把握し、当会の学習会や部会には積極的に参加して、見識を深めて下さる事を望んでおります。そして親亡き後も、子どもたちが豊かな地域生活を得ることが出来る環境づくりのため頑張っていきたいと思います。



第45回定期総会が、平成23年5月31日（火）10:15～13:30、神奈川県民サポートセンターで開催されました。

出席会員74名、委任状提出144名（会員数248名）。いつもは、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の障害福祉課から出席をお願いしておりますが、今回は、それをせず内輪だけの総会としました。自立支援法廃止、新法成立を前にして問題が山積しており、これらの対応を会員同士で忌憚なく話し合おうという主旨です。

ご来賓としては、守る会関東甲信越ブロック代表 岩城節子様において頂きご挨拶を頂きました。

岩城さんの挨拶要旨：ここ3年ほど神奈川の会議に出ているが、神奈川は、大変活性化して来たと感じている。国の福祉制度が、従来とは考え方の違った人のリードによって変わろうとしており大変危機感を抱いている。

軽度な重症児者は、退所させ中途障害者を入所させるべき、施設は無くし子供達を地域のアパート・マンションに移せ、などの意見。守る会としては、そのような事が出来るものかどうかモデルをやってみたいと意見を出している。他の障害者団体からも重症心身障害児者は国から優遇されているとの批判がなされていることは悲しい事だ。

つなぎ法案成立については、守る会の運動が手ぬるいとの批判があったが、この法案は、かねて守る会が検討して居たものであり、その方向に沿ったものであったので了承したものだ。その他、

集まった東北大震災見舞い金は、重心に限定して施設等への配布に努力する等の話があった。

議事としては、22年度の活動報告、決算報告、監査報告。23年度の活動計画、予算案について満場一致の賛成を得た。尚、23年度予算額は、3,053,348円、中本部へ納めるのは1,647,000円、県としては約140万円の諸活動費となる。

活動としては、アンケート結果の分析書の刊行、会報の発行、おしゃべり会の催行、学習会の実施、障害児夏の家開催などを計画。また県守る会の会則の一部改正を行い承認を得た。改正は、従来の会則の内容を変更するものではなく従来の会則をより判り易く、会則を見れば守る会とは何かを理解出来るよう具体的なものに改めたもの。

役員は、伊藤会長ほか現役員が再任され、新任としては高山幸子氏、新田文恵氏、常盤方子氏の3氏が承認された。

第2部として学習会が行われ山崎副会長進行のもと、今回行ったアンケート調査結果の分析概要報告と最終的な分析結果の出版計画、これを基にした関係先への要望書の提出などについて検討が行われた。

10時から午後1時半まで長時間、昼食抜きでお集まりの会員の思いの凝縮した総会でした。この思いをもとに子供達の命を守って行くべく、活動を益々充実させていきたいと思っております。

以上



## 事務局より

平成23年度は、過去3年間に創出し積み上げてきた事業の成果、反省及び教訓を活かして、更に自身の充実した活動にしていくことになりました。活動の在り方としては、先ず、第45回総会（H.23.5.31）の議決（活動計画）に基づいて、正

副会長等によって構成する活動推進会議において各事業の一般方向を定めます。それを、事業ごとに、担当副会長を統括責任者（部会長）とする数名の専門の役員から成る各部会において具体化する予定です。

1. 集い部会（池田・肥土部会長）：集いの内容により、分科会を設けて活動を推進する予定です。
  - ① 母親部会（池田副会長）：平成22年度に実施した「おしゃべり会」を、平成24年2月に行う予定です。
  - ② きょうだい支援（玉井幹事）：今年度が初回になりますが、重症心身障害児（者）の兄弟児を支援し啓発することを目指して、兄弟児支援を行っている講師の講演と、会員の体験談とを組み合わせる集いを、12～1月ころに行う予定です。
  - ③ 学習会及びみんなで語ろう会（山崎副会長）：今年度は、学習会及び語ろう会を合体して一本化し、「安心ノート」（仮称）の普及を目指す学習会として、10月末～11月ころに行う予定です。
  - ④ 受付（南里幹事）：各種の集いの会場に来着される会員の皆様に対するご案内やサービスを担当する「黒子役」ですが、必ず必要な役割なので皆さんの協力もお願いします。
  - ⑤ 懇話会（寺口幹事）：談論風発させて知恵を絞ると同時に、親睦と結束を高める「一泊旅行」を、10月末に。また、1年間の活動を振り返り、考える「夕食会」を、総会終了後に、総会会場付近において行う予定です。
2. 広報部会（山崎副会長）：会報第7号を総会の記事を得て7～8月に、第8号をアンケート意見交換会の記事を得て年末に、第9号をおしゃべり会の記事を得て年度末に、それぞれ会員の皆様のご意見や最新の貴重な情報を満載して、計3回編集・発行します。昨年度に実施したアンケートは、8月中にまとめ、約1,000部印刷・配布し、9月に関係官庁及び関係団体の代表者を招聘して「アンケートに係る意見交換会」を開く予定です。
3. 渉外部会（冨田副会長）：上記のアンケートに係る意見交換会の結果を受けて、すみやかに県及び政令市中核市に対して「要望書」を提出する予定です。
4. 会員部会（吉田副会長）：会長が8～9月に各保護者会を訪問し、守る会の重要性及び、活動の在り方などについて話を進め、県内在住800人以上（内253名が正会員、8月1日現在）と見積もられる重症心身障害児（者）の保護者のうち守る会への未入会者に対して入会を勧める「増勢キャンペーン」を、10月以降に展開する予定です。
5. 会計部会（谷口主任会計幹事）：会長、監事及び相談役の助言及び支援に基づき、外部資金の獲得に努めつつ、迅速機敏、効果的かつ効率的な会計運用を行います。
6. 在宅部会（山崎副会長）：年度後半期に、在宅部会長以下が各養護学校等の保護者会や重心のグループと交流し、アンケートの分析結果を中心にして啓発活動を展開する予定です。
7. 外部行事への参加（各担当役員）：全国守る会、同関東甲信越ブロック及び神奈川県内の関係団体が招集する各種の行事へは、担当役員が全出席し、出席できない場合は代理出席を手配して、学習及び新たな情報の獲得に努め、活動に活かします。（事務局）

神奈川県重症心身障害児（者）を守る会役員の紹介

役職	なまえ	担当業務	こども	居住地
会長	いとう みつこ 伊藤 光子	全国守る会評議員・神奈川県支部長、 関ﾌﾞｯ運営委員、	相模原療育園	相模原市緑区
副会長	よした あきとし 吉田 昭寿	会員部会長（正会員担当）	横浜療育医療セ ンター	横浜市港南区
	ひと みのる 肥土 実	集い部会長（きょうだい支援担当）	七沢療育園	愛甲郡愛川町
	とみた よしのり 富田 義憲	渉外部会長	物故 同愛会	横浜市保土ヶ谷区
	やまさき けんいち 山崎 健一	広報部会長、在宅部会長、集い（学習 会、みんなで語ろう会）担当、川崎守 る会会長	物故 療育ねっとわー く川崎	川崎市川崎区
	いけだ ひさえ 池田 久江	集い部会長（母親、きょうだい支援担 当）、父母連幹事、神奈川病院保護者会 長	独法神奈川病院	秦野市平沢
相談役	こうさか いさむ 香坂 勇	幹事	独法神奈川病院	秦野市弥生町
	やませ しょうへい 山瀬 暁平	幹事	相模原療育園	逗子市池子
事務局長	いさじ とおる 伊左次 達	全国守る会・関ﾌﾞｯ連絡担当、外部連絡 担当	独法神奈川病院	東京都世田谷区
事務局長次	たにぐち くみ 谷口 久美	会計、活動推進会議書記、広報（会報 等）会場設定担当、川崎市守る会事務 局長、ルｲ川崎保護者会長	ソレイユ川崎	川崎市麻生区
幹事	いとう きくぞう 伊東 喜久三	集い、七沢療育園保護者会長	七沢療育園	座間市小松原
	うちだ みちこ 内田 美知子	集い（受付）担当	横浜療育医療セ ンター	横浜市旭区
	おかむら ひろみ 岡村 弘美	集い（懇話会）担当	ソレイユ川崎	川崎市多摩区
	おの しげゆき 小野 重行	集い（懇話会）担当	独法神奈川病院	東京都渋谷区
	こいずみ かずこ 小泉 和子	主任書記、関ﾌﾞｯ重症児施設部会専門 部員	相模原療育園	平塚市天沼
	さとう やすひこ 佐藤 泰彦	書記、集い、会員部会（賛助会員）	ソレイユ川崎	川崎市麻生区
	すずき かつこ 鈴木 勝子	集い（受付）担当、関ﾌﾞｯ重症児施設部 会専門部員	こども医療セン ター	横浜市栄区
	まみや しげる 住谷 繁	書記	七沢療育園	座間市明王

役職	なまえ	担当業務	こども	居住地
幹事	たかやま さちこ 高山 幸子	在宅担当	在宅 ポップコーン	相模原市南区
	たまい いさむ 玉井 勇	集い（きょうだい支援）担当、関ﾌﾞｯ 重症児施設部会専門部員	七沢療育園	相模原市中央区
	てらぐち てるお 寺口 照夫	集い（懇話会）担当	独法神奈川病院	横浜市保土ヶ谷区
	とまわ まさおみ 常盤 正臣	大会担当、集い（学習会・懇話会）担 当	独法神奈川病院	東京都八王子市
	なんり まさえ 南里 正枝	集い（受付）担当、関ﾌﾞｯ重症児施設部 会専門部員	小さき花の園	綾瀬市早川城山
	にった らみえ 新田 文恵	広報（会報等）担当、在宅担当、関ﾌﾞ 在宅部会専門部	物故 はっぴいくろ～ ば～	大和市中央林間
	ひらおか のりこ 平岡 法子	集い（受付）担当、関ﾌﾞｯ重症児施設部 会専門部員	太陽の門	藤沢市本町
	すだ たかお 須田 孝雄	幹事、小さき花の園	小さき花の園	茅ヶ崎市東海岸北
	とまわ まさこ 常盤 方子	集い（母親部会・きょうだい支援）担 当、関ﾌﾞｯ母親部会専門部員	独法神奈川病院	東京都八王子市

## シンポジウムに 参加して

はっぴい・くろ～ば～は、北里大学病院小児科での入院や通院を通じて知り合った有志の母親達で、平成16年に立ち上げたそうです。

一人で悩みを抱え込まないで欲しい。子供に病気や障がいがあっても、前向きに子育てしていくために、お互いを支え合う事を目的にしています。

少人数のグループですが、これまでに「兄弟児」や「学校」をテーマにした懇談会や、「呼吸と嚥下」についての学習会など、当事者が直面しているテーマを取り上げて活動してきました。

そしてこの度、本格的な親の会としての活動を目指し、設立総会とシンポジウムを開催しました。

病気や障がいを抱える子供の親の会

はっぴい・くろ～ば～ 主催

**みんな笑顔で  
暮らしたい**

～重症心身障がい児が  
地域で安心して  
暮らすために必要なこと～

6月26日(日) 相模原療育園にて

当日は、当事者家族だけでなく、病院・学校・行政・福祉など、幅広く70名を超える多くの参加がありました。守る会でも、伊藤会長始め、数名の会員の皆さんが会場のお手伝い・参加を致しました。参加された皆様、大変お疲れさまでした。

障がい児の親になって初めて気付いた。  
障がい児と家族にとって、随分住みにくい  
世の中なんだなということ。

延々と続く介護と医療的ケア。  
代わってくれる人も、預かってくれる所も  
なかなか見つからない。私もたまにはゆっ  
くり寝たいなあ・・・。

障がいがあっても、笑って暮らしたい！地  
域で安心して暮らしたい！！

チラシには、このような親のつぶやきが記載さ  
れています。思わずこぼれる親の本音・・・障が  
い児の親ならば、誰しも経験のある事ではな  
いでしょうか？

シンポジウム第1部は、当事者・福祉・医療の  
それぞれの立場から発信されました。当事者  
からは、はっぴい・くろ～ば～の斉藤さんの  
発表です。斉藤さんには、小学部2年生の重  
心のお嬢さんがいらっしやいます。

我が子に重い障がいを背負わせてしまった  
という罪悪感を抱きながらも、前向きに将来を  
考えていこうというひたむきな姿に、思わず  
自分の経験を重ね合わせながら、胸詰まる  
思いで聞き入りました。これまで多くの不安  
や苦難があったことでしょう。しかし、最後  
に紹介された兄妹の笑顔の写真からは、「そ  
んなことではへこたれないよ」と言うか  
のような子供達のたくましいメッセージを  
感じ、参加者皆が感動致しました。



福祉の立場からは、川崎市登戸にあるNPO法人「療育ねっとわーく川崎」の谷みどりさんです。ロンドで大事にしている考え方、「緊急発進・重い人優先・子供達優先」は、重心の家族にとって望むべき福祉のあり方だと感じました。ロンドのような考え方を持つ事業所が増えて欲しい・・・そう正直に思います。

そして医療からは、相模原療育園園長の細田のぞみ先生が発表されました。細田先生は、家族が孤立しないように、地域の開業医・訪問看護師・保健師などの多職種で生活を支えるシステムが必要だと、熱く語られました。

とにかく当事者家族は、社会において孤立感を抱いてしまいがちですが、こういった福祉や医療からの発信は、我々にとって大変心強いものです。第2部のディスカッションにおいても、様々な分野からの前向きで活発な発言が相次ぎ、終了時間をオーバーするほどでした。

最後に、このような若い在宅のお母さん方の活動は、未来へ繋がる活動ともいえるでしょう。守る会では、今後もこういった活動を応援し、支えていこうと思います。

今後とも、会員皆様のご理解・ご協力を宜しく  
お願い致します。



## 障害者自立支援法一部改正

いずれの法律も平成24年4月から実施される見込みですが、障害者自立支援法の一部改正は、いわゆる「つなぎ法案」で、平成25年から新たに制定される見込みの「障害者総合福祉法（仮称）」が施行されるまでの間で期間限定の法律ということになります。

しょっちゅう変わる障害者の法律は多少うんざりしますが、「重症児の命と生活と人権を守る法律」である以上、私たちは無視することが出来ません。

「守る会」本部のホームページ上から詳しくご覧になることができますので、ぜひ目を通して下さい。

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100092/> (情報 No.35~37)

ここでは、本部の情報提供に基に、併せて資料を掲載します。

### I. 障害児通所支援

#### 1. 重症心身障害児（者）通園事業について

##### (1) 通所施設体系の見直し

知的障害児通園施設や難聴幼児通園施設と同様に福祉型の児童発達支援事業という法定事業に移行することになります。

対象児童は、身体障害、知的障害、精神障害又は発達障害児の3障害に対応できる体制を目指すこととされていますが、障害によって専門的な支援を必要とする場合に、これまでのサービスを継続して提供できるとされています。このことにより、重症児（者）通園からの移行施設にあっては、重症児者だけを受け入れることも可能とされています。（資料7、8頁参照）

資料7

## 実施基準設定に関する考え方(案)

実施基準については、報酬に影響することから、具体的な内容は24年度予算編成過程で検討するが、検討に当たっての基本的な考え方は次のとおり。

- 各施設の円滑な移行と、これまでのサービス水準を維持できるよう設定
- 施設の一元化の趣旨を踏まえ、各施設毎に異なっていた実施基準（人員・設備基準）について、一本化を図ることを基本

- ・福祉型児童発達支援センターは、現行の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行を考慮し、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定（又は報酬上の評価）する方向で検討。
- ・医療型児童発達支援センターは、福祉型の基準に加え、現行の肢体不自由児通園施設からの移行等を考慮し、医療法上の基準を適用する方向で検討。
- ・児童発達支援事業は、児童デイサービスからの移行を考慮し、児童デイサービスの基準を基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定（又は報酬上の評価）する方向で検討。
- ・現在、児童デイサービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者については、配置（兼務可）する方向で検討。  
※「サービス管理責任者」の名称等について検討。

- 障害によって専門的な支援を必要とする場合に、継続して提供できるよう設定

- ・知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害、発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施できるようにする。
- ・重症心身障害児（者）通園事業の円滑な移行に配慮した基準を設定（又は報酬上の評価）する。

## 重症心身障害児(者)通園事業の移行(案)

重心通園事業は平成24年4月から法定化され、「児童発達支援」に含まれるが、18歳以上の利用者については、他の障害者と同様に障害者施策(障害者サービス)により対応することとなる。

移行に当たっては、次の既存制度の活用により対応するとともに、重症心身障害児者には児者一貫した支援が必要とされていることも踏まえ、次のような特例的な取扱いも検討。

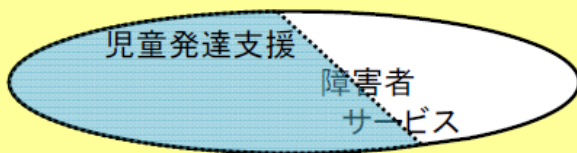
## 既存制度

児童発達支援と障害者サービスとの併設(多機能型も可)

※この場合の児童発達支援の定員は、5人以上とする方向で検討

## 特例的な取扱い

「児童発達支援」と「障害者サービス」を一体的に実施



事業の小規模な実施形態(5人を標準、又は15人を原則)を踏まえ、児者を区分すると事業が実施できなくなる可能性。このため、児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにする。

附則第3条に基づく対応;  
定員は、児・者で区分しない、職員・設備について兼務・共用を可とする方向で検討

児者一貫した支援の確保

(注)重心通園事業の移行に関しては、附則に「指定を受けたものとみなす」旨の規定がないため、施行までに新規に指定を受ける必要がある。

## (2) 児者一貫した支援の確保

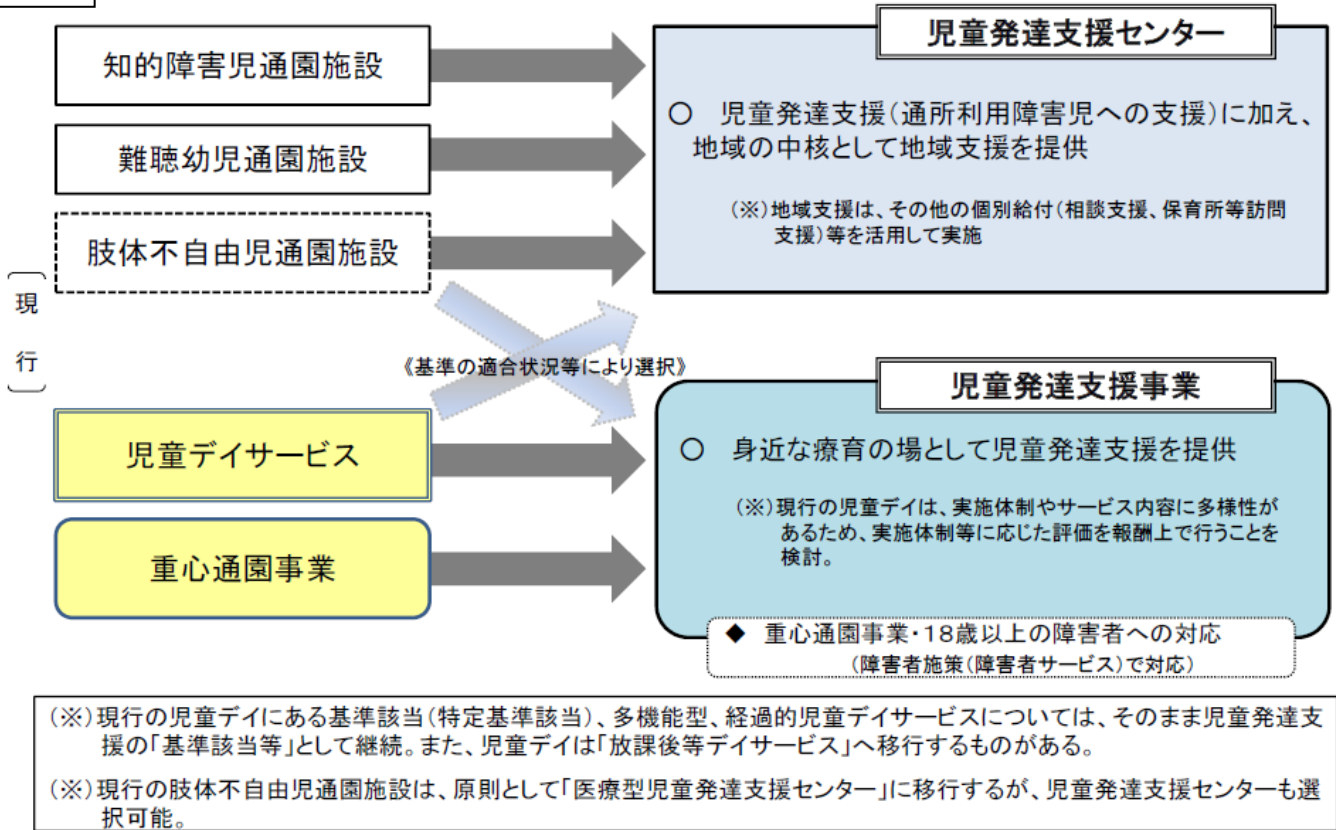
満18歳未満の重症児は児童福祉法に基づく児童発達支援事業の、満18歳以上の重症者は自立支援法に基づく障害者サービスの対象者となりますが、重症児(者)通園事業に対する特例的な取り扱いとして、①定員5人以上の事業を認めることにより、現在の重症児通園B型も法定事業として認める、②児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにすることにより、これまで通り通所できるようにする、③定員を児・者で区分せず、児者トータルで定員を設定することを認める、④児施設の職員と者施設の職員の兼務を認め、児施設の設備と者施設の設備の共用を認めることにより、児者一貫した支援が確保できるように検討することとされています。(資料9頁参照)

## (3) 施設の指定

知的障害児通園施設のように法律に規定された施設が新しい体系に移行する場合と異なり、重症児(者)通園事業は予算補助事業であったことから、法律施行(24年4月1日)までに、事業の指定を受ける必要があります。(資料9頁参照)



## 各施設等における児童発達支援への移行イメージ(案)



## II. 障害児入所支援

## 1. 重症心身障害児施設について

## (1) 入所施設体系の見直し

これまでの障害種別の施設体系から、3障害一元化した障害児入所施設に移行することになります。このうち、肢体不自由児施設、第一種自閉症児施設、重症心身障害児施設は医療型障害児入所施設となります。(資料12頁参照)

## 障害児入所支援のイメージ(案)

～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

## ○ 改正後のあり方

・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実。

- ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
- ・ 18歳以上の障害者は障害者施策(障害者サービス)で対応することになることを踏まえ、自立(地域生活への移行)を目指した支援

## ○ 対象児童

- ④ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
- ④ ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児  
※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

## ○ 提供するサービス

## 【福祉型障害児入所施設】

- ④ 保護、日常生活の指導、知識技能の付与

## 【医療型障害児入所施設】

- ④ 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

- ④ 障害の特性に応じて提供

④とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

また、医療型障害児入所施設においては、専門医療と福祉が併せて提供されている現行の形態を踏まえ、専門性を維持するか、又は複数の機能を併せ持つことも可能となります。(資料 15 頁参照)

資料 15

### 実施基準設定に関する考え方(案)

実施基準については、報酬に影響することから、具体的な内容は24年度予算編成過程で検討するが、検討に当たっての基本的な考え方は次のとおり。

- 各施設の円滑な移行と、これまでのサービス水準を維持できるよう設定
- 施設の一元化の趣旨を踏まえ、各施設毎に異なっていた実施基準(人員・設備基準)について、一本化を図ることを基本

・福祉型障害児入所施設は、現行の知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行等を考慮し、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。

・医療型障害児入所施設は、現行の第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行等を考慮し、医療法に定める病院としての基準のほか、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。

・サービス管理責任者に相当する者については、配置(兼務可)する方向で検討。  
※「サービス管理責任者」の名称等について検討。

- 重度・重複障害、被虐待児への対応や、障害によって専門的な支援を必要とする場合に、継続して提供できるよう設定

・知的障害、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害、発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施できるようにする。

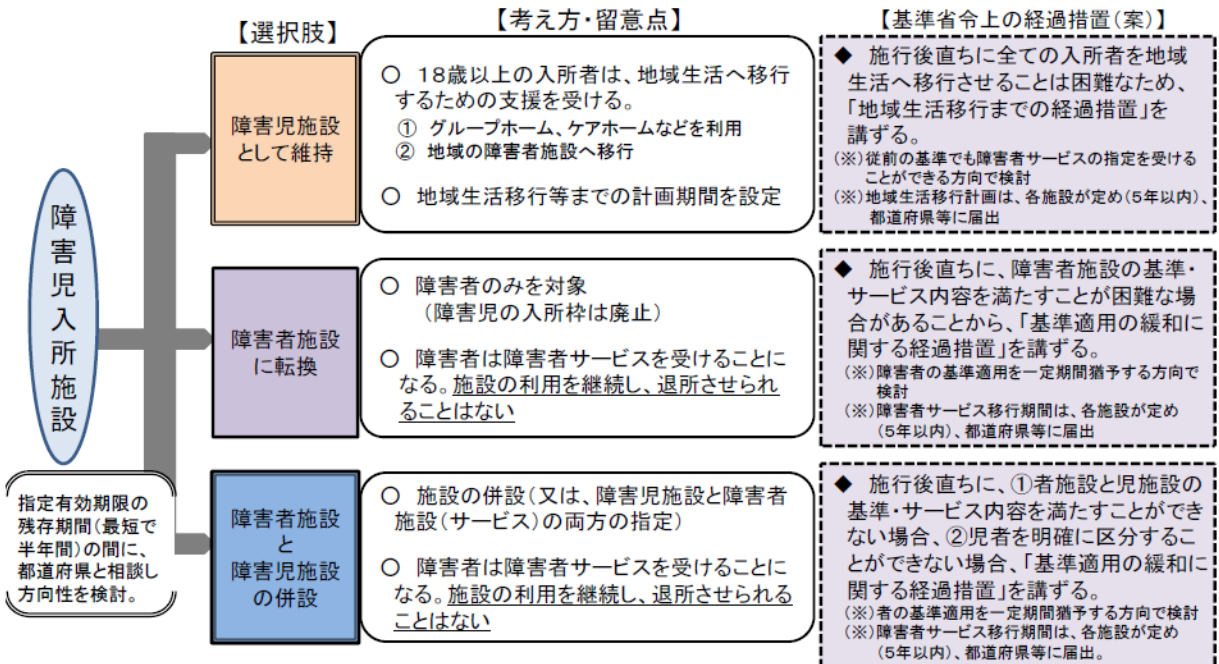
#### (2) 児音一貫した支援の確保

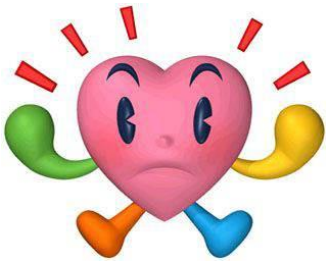
満 18 歳未満の重症児は児童福祉法に基づく障害児入所支援(医療型)の、満 18 歳以上の重症者は自立支援法に基づく障害者サービス(療養介護)の対象となりますが、重症心身障害児施設に対する特例的な取り扱いとして、①医療型障害児入所施設と障害者施設(療養介護)の両方の指定(いわゆる2枚看板)を同時に取れるようにする。②定員は、児・者で区分しない、職員の兼務、設備の共用を可とすることにより重症児(者)通園事業と同様に、施設の利用を継続し、退所させられないことがないような措置が取られるよう検討されています。(資料 17 頁参照)

資料 17

### 18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、次の中から施設の方向性を選択することが必要。また、その準備等を考慮し、移行までの経過措置を基準省令上に定める方向で検討。





笑顔と笑声の相模療(さがりょう)です

相模原療育園 育成課長代理 田副 恵

相模原療育園の朝は、スタッフ間のタッチアンドコール『医療安全で行こう！よし！』の引き締まる声から始まります。さあ。入所者の皆さんとのいつもの一日がスタートです。とにかく、笑いの絶えないスタッフの視線の先には、入所者の皆さんの笑う声と顔・顔・そして顔……。そんな風景をぼんやり眺めていると、たとえどんなに時代が巡っても、この空気は変わらず平成元年開設当時のままであることに、ほっこりとした気分にあぐらします。

いつも現場のスタッフの想いは熱意に溢れ真剣です。おそらく、入所者の方々に励まされ愛されていると実感しているからかもしれません。そう。私たちが愛されているのです。ですから、言わずとも皆大の仲良しです♥。(友人・兄弟・姉妹・親子・先輩後輩・恋人風味?・・・)とまあ、愛の形は色々ですが、皆さんとスタッフはラブ&ピースであることは確かなようです。

さて、私事です。数年前少しだけお休みしていたところへ、一通のボイスカード(録音機能付きメッセージカード)が届きました。なんと入所者さんからです。スタッフが手を添えて書いたと思われる芸術的な文字は、賞をさしあげたいくらいの独創的で立派なものでした。

そして、再生ボタンを押すと『う～あっあ～ぐふふふふ(笑)』との声に。涙が止まらずカードに向かって「うんうん♪」「ありがとう・本当にありがとね」あのときと私の周りには、愛がほとばしっていたはずです。忘れません。職場復帰の初日にも、LED電球さながらの目の輝きと共に迎えてくれた入所者の皆さん。お腹をさすってくれました。体全体で声をかけてくれました。座っている私の膝の上にコロんと横になり、それぞれの愛を表現してくれました。ありがとね。忘れません。こうして絆をつむぎ、愛を繋ぎ、大きな安心に包まれて、同じ時を過ごせていたら、こんなに幸せなことはありません。

どうぞこれからも、笑顔と笑声(えごえ)の絶えない相模原療育園をよろしくお願いたします。



# 一緒に活動しませんか？

## 会員・賛助会員募集のご案内

「神奈川県重症心身障害児・者を守る会」は、昭和41年に結成されました。重症心身障害児・者の生活と生きる権利を守り、人間としての尊厳、生涯を通して社会の中で幸せな生活を送れるよう、支援することを目的としております。

当会では、こうした活動を共に行うお仲間や、支援をしてくださる方を求めています。ひとりひとは微力であっても、皆で集まり協力し合えば大きな力となります。ご理解、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い致します。

**正会員**とは・・・重症心身障害児(者)の保護者の方。

**賛助会員**とは・・・上記の親の運動に賛同して、一緒に考えていただく会員。

【正会員】	9600円／年
【賛助会員】	一般賛助会費 1口 2000円／年
	法人賛助会費 1口 5000円／年
【振込先】	神奈川県重症心身障害児(者)を守る会 伊藤光子
	口座番号 002400-0-97582

### 編集後記

3年前、伊藤会長体制が誕生して先ず最初に目指したのは、学習会、賛助会員制度、そして会報発行の三つでした。以来、学習会は8回を数え、賛助会員は100名を突破しました。その後、さらに、全県アンケート、要望書及び制度改革への意見の提出、保護者会との対話、心配事相談、外部活動への参加などへと活動を発展させてきました。今年、さらに「在宅」の皆さんへの働きかけや「安心ノート(仮称)」の普及を進めようとしています。

この間、会報は、H20・21・22・23に第1号を発行して以来、今回で7号となりました。初めは、守る会の活動状況、最新の重心関連情報及びお報せを三本柱とし、次いで、みんなの広場や外部意見の導入、特集号の発行などを加え、今では、年3回発行し会員の皆さんの意思疎通の場になればと努力しています。

会員の皆さんも、最近篤と思うこと、守る会に期待することや、会報の読後感、改善意見などを、みんなの広場にお寄せ下さい。

(事務局)

